●日常生活用具

日常生活用具費の支給(地域生活支援事業)

- 〈対象〉身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人、又は障害者総合支援法の政令で定める疾病(P63~67ページ参照)に該当する人が、日常生活を容易にすることを目的として支給されるものです。対象については、障害の部位、等級により、細かい規定がありますので、詳しくは、事前に障害福祉課までご相談ください。
 - ※介護保険対象者で介護保険にある項目は、介護保険からの給付・貸与になります。
- 〈内容〉日常生活用具対象種目(29~34ページを参照)
- 〈自己負担〉利用者負担は、原則として日常生活用具費の1割を負担しますが、低所得者は無料 となります。課税世帯の方は月の上限額が設定されます。

	区分	利用者上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	市民税課税世帯	37,200円
一定所得以上	市民税課税世帯で本人または世帯員のうち市民税所得割	支給対象外
	の最多納税者の納税額が46万以上の場合	

※所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲			
18歳未満の障害児	保護者の属する住民基本台帳(※)での世帯全員			
(施設に入所する18、19歳を含む)	休護名の属 9 る任氏基本合帳(次)での世帝主員			
18歳以上の障害者	障害のある方とその配偶者			
(施設に入所する18、19歳を除く)				

- (※)住民票が別々であっても、税制度または医療保険制度それぞれのなかで扶養の関係が ある場合は、同一世帯とみなされます。
- ◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

日常生活用具対象種目

種類	介護 保険	用具の種目	対象者	備考
	\bigcirc	特殊寝台	学齢児以上の下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者、及び寝たきりの 状態にある難病患者等	使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個 別に調整できる機能を有するもの
		特殊マット	3歳以上の知的障害の程度が最重度また は重度の者 3歳以上18歳未満の下肢又は体幹機能 障害の程度が1級又は2級の者 18歳以上の下肢又は体幹機能障害の程 度が1級の者(常時介護を要する者に限 る) 寝たきりの状態にある難病患者等	じょくそう防止または失禁による汚染 もしくは損耗を防止するためのマット (寝具)にビニール等を加工したもの
介護		特殊尿器	学齢児以上の下肢又は体幹機能障害の程度が1級の者(常時介護を要する者に限る)、及び自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、容易 に使用し得るもの
· iii		入浴担架	3歳以上の下肢又は体幹機能障害の程度 が1級又は2級の者(入浴にあたって、 家族等他人の介助を要する者に限る)	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
練支援		体位変換器	学齢児以上の下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者(下着交換等にあたって、家族等他人の介護を要する者に限る)、及び寝たきりの状態にある難病患者	介護者が障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
用具		移動用リフト	3歳以上の下肢又は体幹機能障害の程度 が1級又は2級の者、及び下肢又は体幹 に係る障害のある難病患者等	障害者(児)を移動させるにあたって、 介護者が容易に使用し得るもの(天井 走行型その他住宅改修を伴うものを除 く)
		訓練いす	3歳以上18歳未満で下肢又は体幹機能 障害の程度が1級又は2級の者	原則として付属のテーブルを付けるも の
		訓練ベッド	3歳以上18歳未満の下肢又は体幹機能 障害の程度が1級又は2級の者、及び下 肢又は体幹に係る障害のある難病患者等	腕又は足の訓練ができる器具を備えた ものとする
		屋内移動設備	学齢児以上の歩行ができない、上肢・下 肢又は体幹機能障害の程度が1級の者及 び補装具として車いすの支給を受けた内 部障害者	床に置いて、その機器の可動範囲内で つり具又はいす等の台座を使用して人 を持ち上げ、移動させるもの、 階段走 行式のもの

種類	介護 保険	用具の種目	対象者	備考
		入浴補助用具	3歳以上の下肢又は体幹機能障害で入浴 に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への 入水等を補助し、障害者(児)又は介 護者が容易に使用し得るもの(設置に あたり、住宅改修を伴うものを除く)
		浴槽(湯沸器 を含む)	学齢児以上の下肢又は体幹機能障害の程 度が1級又は2級の者	
		便器	学齢児以上の下肢又は体幹機能障害の程 度が1級又は2級の者	手すりのついた腰掛け式のもの(取替 えにあたり住宅改修を伴うものを除 く)
自		頭部保護帽	知的障害の程度が最重度又は重度の者又 は肢体不自由の身体障害者(児)又は難 病患者等でてんかん等発作により頻繁に 転倒する者 精神障害者(児)でてんかん等の発作等 により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの (レディメイド、オーダーメイド)
立		T字状・棒状 の杖	学齢児以上の下肢又は体幹、もしくは内 部障害で、本製品の使用により歩行機能 を補うことが可能な者	前腕の固定部と支持部がない1本の脚 のもの
援		移動・移乗支 援用具	3歳以上の平衡機能又は下肢もしくは体 幹機能障害で家庭内の移動等において介 助を必要とする者、及び下肢が不自由な 難病患者等	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗 動作の補助、段差解消等の性能を有す る手すり、スロープ等(設置にあたり、 住宅改修を伴うものを除く)
援用		特殊便器	学齢児以上の知的障害の程度が最重度又は重度で、自らの排便の処理が困難な者学齢児以上の上肢機能障害の程度が1級または2級の者、及び上肢機能に障害のある難病患者等	介護者が容易に使用し得るもので、温 水温風を出し得るもの又は足踏ペダル で温水温風を出し得るもの(取替えに
具		火災報知器	身体障害の程度が1級又は2級の者(火 災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る) 知的障害の程度が最重度又は重度の者 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る) 精神障害者の程度が2級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの (視覚障害者…大音量で屋外にも知らせ得るもの 聴覚障害者…光を発する

種類	介護 保険	用具の種目	対象者	備考
		自動消火 装置	上記に同じ 火災発生の感知及び避難が著しく困難な 難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる 世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液等を噴射し、初期火災を 消火し得るもの
自		ガス安全 システム	18歳以上の咽頭摘出等により臭覚機能を喪失した者(咽頭摘出等により臭覚機能を喪失した者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	警報機からの遮断信号、ガスの異常使 用、地震時等にガスを自動的に遮断で きるもの
立			18 歳以上の下肢又は体幹機能障害が1級の者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	
援支援		電磁調理器	18歳以上の視覚又は上肢機能障害の程度が1級又は2級の者及び下肢又は体幹機能障害の程度が1級の者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	障害者が容易に使用し得るもの
用具			18歳以上の知的障害の程度が最重度又は重度の者	
		音響案内 装置	学齢児以上の視覚の障害が1級又は2級 の者(2級の者は、送信機のみに限る)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの
		屋内信号 装置	18歳以上の聴覚障害の程度が1級又は 2級の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認め られる世帯に限る)	音、音声等を視覚、触覚により知覚できるものであること(サウンドマスター、ベビーシグナル、聴覚障害者用目覚まし時計及び聴覚障害者用屋内信号等を含む)
		ルーム クーラー	18歳以上の頚椎損傷等により体温調節機能を喪失した者(医師により、体温調節機能を喪失したと認められた者)	障害者が容易に使用し得るもの
		空気清浄器	18歳以上の呼吸器機能障害の程度が3級以上の者	障害者が容易に使用し得るもの

種類	介護 保険	用具の種目	対象者	備考
		透析液加温器	3歳以上の人工透析を必要とする者(自 己連続携行式腹膜灌流患者に限る)	自己連続携行式腹膜灌流療法による人 工透析に使用する加温器で、一定温度 に保つもの
在		ネブライザー (吸入器)	学齢児以上の呼吸器機能障害の程度が3 級以上の者又は同程度の身体障害者(児) で必要と認められるもの、及び呼吸器機 能に障害のある難病患者等	障害者(児)が容易に使用し得るもの
宅		電気式たん吸 引器	上記に同じ	障害者(児)が容易に使用し得るもの
療養等		酸素ボンベ運搬車	おおむね18歳以上の呼吸器機能障害の程度が3級以上の者(医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない者で、医師により酸素吸入装置の使用を認められた者に限る)	酸素ボンベ、スタンド及び吸入マスク を一体とするもの
支援		音声式体温計	学齢児以上の視覚障害の程度が1級又は 2級の者(視覚障害者のみの世帯及びこ れに準ずる世帯に限る)	視覚障害者(児)が容易に使用し得る もの
用具		音声式血圧計	原則として学齢児以上の身体手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害等級が1級又は2級のもの(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	視覚障害者(児)が容易に使用し得る もの
		体重計	18歳以上の視覚障害の程度が1級又は 2級のもの(視覚障害者のみの世帯及び これに準ずる世帯に限る)	視覚障害者(児)が容易に使用し得る もの
		動脈血中酸素 飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸機能を継続的にモニタリングする ことが可能な機能を有し、難病患者等 が容易に使用し得るもの
情報・意思		携帯用会話 補助装置	学齢児以上の音声機能もしくは言語機能 障害者(児)、又は肢体不自由で、音声言 語の著しい障害を有する者	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に 使用し得るもの
意思疎通支援用具		情報・通信 支援用具	学齢児以上の上肢又は言語及び上肢機能 障害の程度が1級又は2級の者(文字を 書くことが困難な者に限る) 学齢児以上の視覚障害の程度が1級又は 2級の者	かな、漢字、英数字による文書作成が 可能で、編集、校正及び保存機能を有 し、障害者(児)が容易に使用し得る もの(障害者向けのパーソナルコンピ ューター周辺機器及びアプリケーショ ンソフトをいう)

種類	介護 保険	用具の種目	対象者	備考
		点字ディスプ レイ	18歳以上の視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則視覚2級以上かつ聴覚2級以上)で必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を 点字等により示すことができるもの
		点字器	視覚障害の程度が1級又は2級の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの
		点字タイプラ	視覚障害の程度が1級又は2級の者(本	視覚障害者(児)が容易に使用し得る
		イター	人が就労もしくは就学しているか、又は	もの
			就労が見込まれているもの)	
.k=		ポータブルレ	学齢児以上の視覚障害の程度が1級又は	録音再生機又は再生専用機であって、
情		コーダー	2級の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得る
報				もの
干以		活字文書読み	学齢児以上の視覚障害の程度が1級又は	文字情報と同一紙面上に記載された当
•		上げ装置	2級の者	該文字情報を暗号化した情報を読み取
意				り、音声信号に変換して出力するもの
		視覚障害者用	学齢児以上の視覚障害の程度が1級又は	点字、凸線等により操作ボタンが知覚
思		音声 I Cタグ	2級の者	でき、ICタグ等の集積回路とアンテ
→ t •		レコーダー		ナを内蔵する物品の持つ識別情報を無
疎				線により読み取り、音声信号に変換し
/弘				て出力する機能及び音声により操作方
通				法に関する案内を行う機能を有するも
支				の
		視覚障害者用	学齢児以上の視覚障害者で、本装置によ	拡大された画像(文字等)をモニター
援		読書器	り文字等を読むことが可能となる者	に写し出せるもの
***		時計	18歳以上の視覚障害の程度が1級又は	触読式、音声式視覚障害者(児)が容
用			2級の者	易に使用し得るもの
		聴覚障害者用	学齢児以上の聴覚又は音声もしくは言語	一般の電話に接続することができ、音
具		通信装置	機能に著しい障害を有し、コミュニケー	声の代わりに文字等により通信が可能
			ション、緊急連絡等の手段として必要と	な機器であり、障害者(児)が容易に
			認められる者	使用し得るもの
		情報受信	聴覚障害者(児)で本装置により、テレ	字幕及び手話通訳付の映像を画面に出
		装置	ビの視聴が可能になる者	力し、災害時の緊急信号を受信するも
				の
		地デジ対応ラ	学齢児以上の視覚障害の程度が1級又は	震災時の視覚障害者(児)向け緊急信
		ジオ	2級の者(視覚障害者のみの世帯及びこ	号を受信するもので、障害者(児)が
			れに準ずる世帯に限る)	容易に使用し得るもの
		人工喉頭	学齢児以上の音声、言語機能障害者(児)	声帯の代わりとなり、発声が可能とな
			で咽頭摘出等により、発声機能を喪失し	る機器であり、障害者(児)が容易に
			た者	使用し得るもの
		フラッシュベ	学齢児以上の聴覚又は音声もしくは言語	障害者(児)が容易に使用し得るもの
		ル	機能障害の程度が3級以上の者	
		会議用	学齢児以上の、聴覚障害の程度が4級以	障害者(児)が容易に使用し得るもの
		拡聴器	上の者	

種類	介護 保険	用具の種目	対象者	備考
通情		携帯用信号装	学齢児以上の聴覚又は音声もしくは言語	送信機による合図が視覚、触覚等によ
通支援用具情報・意思		置	機能障害の程度が3級以上の者	り知覚できるもの
援用具味		点字図書	学齢児以上の視覚障害者(児)で主に情	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く
疎			報の入手を点字によっている者	点字図書
		ストマ用装具	(1)ぼうこう、直腸機能障害者(児)で人	(1)蓄便袋、蓄尿袋
排			工膀胱又は人工肛門の造設をしている者	(2)紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿、
泄				洗腸装具
管			(2)ストマ装具を装着できない者、又は高	
			度の排尿機能障害もしくは排便機能障害	
理			のある者	
支		紙おむつ	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受け	紙おむつ
援			た者(児)で脳性麻痺等脳原性運動機能障	
用			害(概ね 3 歳未満までに発現した非進行	
			性脳病変により、排泄の意志表示が困難	
具			な全身性の障害であるもの	
			肢体不自由又はぼうこう機能障害により	採尿器と蓄尿袋で構成され尿の逆流防
		収尿器	収尿器を必要とし、実際に使用されてい	止装置をつけるもの
			る状況である者	
			学齢児以上65歳未満の下肢又は体幹機	①手すりの取り付け
住			能障害の程度が3級以上のもの及び補装	②床段差の解消
		居宅生活動作	具として車いすの支給を受けた内部障害	③滑り防止及び移動の円滑化等のため
宅		補助用具(小	者	の床材変更
→ /		規模改修)	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	④引き戸等への扉の変更
改			等	⑤洋式便器等への便器の取替え
修				⑥住宅改修に付帯して必要となる改修
11多				⑦難病患者等の移動を円滑にする用具
費				で設置に小規模な住宅改修を伴うもの
具	*		学齢児以上65歳未満の下肢または体幹	①居宅生活動作補助用具 (小規模改修)
			機能障害の程度が2級以上のもの及び補	において、給付の対象となる改修でな
			装具として車いすの支給を受けた内部障	お足りない部分についての工事②居宅
		中規模改修	害者	生活動作補助用具(小規模改修)にお
				いて、給付の対象をならない改修で、
				必要と認める工事(例)・浴槽の取替え
				工事・流しの取替え工事・玄関の床段
				差解消機の設置工事等

※40歳以上65歳未満の人で介護保険の対象となる人については、介護保険による保険給付を受け、 なお給付が必要になる部分についてのみ、中規模改修を給付します。